

令和8年度 大型車用トルク・レンチ導入促進助成金事業実施要領  
(全日本トラック協会)

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 以下の期間に、車両総重量8 t以上の事業用トラックを管理する千葉県内の事業所に、新たにトルク・レンチ（中古品・レンタル品を除く）を導入したものとする。  
対象期間：令和8年4月1日～令和9年1月末日
3. 助成対象性能 大型車用トルク・レンチ（「600N・m」以上の締め付け能力を有する）トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）  
※車両総重量8 t以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限る
4. 申請受付期間 令和8年6月1日～令和9年2月4日 午後5時必着  
(全てA4サイズで作成) ※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
5. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。
  - (1) 令和8年度 大型車用トルク・レンチ導入促進助成実績報告書
  - (2) 導入一覧表
  - (3) 「600N・m」以上の締め付け能力を有することが確認できる**カタログ**等のコピー
  - (4) 当該事業所で管理する車両総重量8t以上の車両の自動車検査証記録事項のコピー(1台分) ※受付日時点で有効期間内のもの
  - (5) 購入の場合…単価の記載がある**請求書**等のコピー  
領収書・インターネットバンキングの振込結果(**確定済**・**承認済**等)のコピー
  - (6) リース・割賦の場合…単価の記載がある**見積書**のコピー  
リース契約書・割賦販売契約書等のコピー※上記(3)で締め付け能力が確認できない場合、「600N・m」以上の締め付け能力を有する旨、付記することを発行者に依頼すること。
6. 助成台数 車両総重量8 t以上の事業用トラックを管理する事業所に上限1台までとする。
7. 助成金額 取得価格（消費税を除く）の1/2として上限3万円とする。  
(小数点以下切り捨て)  
※但し、国からの補助金が交付された装置に対しては交付しない。